

令和5年度 旭川市・市教育委員会との教育懇談会 (R5.10.13(金))
回 答 要 旨

1 ICTを活用した教育の推進について：南部ブロック・神楽ブロック

(1) タブレット端末の活用によるメリットとデメリット、今後の教育活動

【学務課、教育指導課】

1人1台端末の活用による、効果や留意点、今後の教育活動の推進についてです。

効果として押さえていることは様々ありますが、例えば、個別学習の際には、自らの疑問について深く調べることができることや、写真・動画などの観察した情報を、記録・保存することで、改めて、教室等で細かなことを観察することにより、新たな気付きにつなげることができること、協働学習の際には、グループ活動において、互いの考えを画面で速やかに共有することにより、議論を深め、学習課題に対する意見の整理を円滑に進めることができることなどが挙げられます。

留意しなければならないこととしては、健康面への配慮があり、視力の低下のほか、脳への影響等を指摘する知見もあると承知しており、各学校において、目と端末との距離や、継続して使用する時間等について、子ども達に指導しながら、十分な配慮を継続しております。

なお、情報モラルについても御家庭の協力の下、指導が必要と考えておりますが、このことについては、後ほど、いじめ対策担当から、説明があります。

また、教育活動の推進につきましては、旭川市教育委員会では、令和3年度からの1人1台端末等のICT環境の整備に伴い、旭川市学校教育情報化推進計画を策定しており、その推進計画に基づき、児童生徒の情報活用能力の育成や、1人1台端末等のICTの効果的な活用による学びの充実などの取組を進めております。

教育活動において、1人1台端末等のICTの活用は重要と考えておりますが、1人1台端末等はいくまでも学習活動に必要なツールの1つであり、今後もこれまでの授業実践とICTを最適に組み合わせながら、家庭とも連携を図り、適切な端末利用をとおして本市の教育の質の向上につなげていきたいと考えております。

(2) タブレット端末の持ち帰りの取組の成果と課題に対する今後の見通し

(3) W i - F i 環境のない家庭や放課後児童クラブ等の環境整備について

【学務課】

本市では、令和4年度と令和5年度で「タブレット端末持ち帰り試行」を実施しています。

令和4年度の試行成果として、タブレット端末活用による学習意欲の変化は少し見られたものの、学習課題の提示方法の工夫など家庭学習への活用のあり方、家庭でのゲーム等による長時間使用など健康面への影響、タブレット端末が加わることによるかばんの重さなどの課題が明らかになりました。

現在、市内6校において「令和5年度タブレット端末持ち帰り試行」を実施しておりますが、昨年度の成果と課題を踏まえ、授業と関連させた学習課題の提示やかばんの重さなどに留意しながら、令和6年度から日常的にタブレット端末持ち帰りを実施し、家庭においても深い学びを実現できるよう進めていく予定です。

また、タブレット端末持ち帰りの実施に当たっては、特に家庭との連携が重要と考えており、何らかの家庭支援のあり方について検討してまいります。

(3) Wi-Fi環境のない家庭や放課後児童クラブ等の環境整備について

【こども育成課】

放課後児童クラブでのWi-Fi環境の整備についてです。

放課後児童クラブは、遊びや集団での生活を通じた自主性、社会性、創造性を培うことを目的として活動を行っており、クラブ内での1日の生活において、読書や学習の時間を設けておりますが、学習に特化した活動をしているわけではなく、支援員による学習指導を実施しているものではないため、現時点においてタブレット端末での学習に向けて、クラブ室内にWi-Fi環境を整備する予定はありませんが、他自治体の取組や国の補助制度等の動向を注視するとともに、タブレット端末を活用した宿題でのインターネットへの接続頻度や内容の確認及びクラブ内でタブレット端末を活用することになった場合における運用方法等を教育委員会と協議・連携し、今後の施設整備の必要性について検討してまいります。

2 子どもの学びの環境整備・支援について

：北部ブロック・西部ブロック

【(1)学校施設課, (2), (3)学務課

(質問)

- ・ここ数年の気温上昇による児童生徒や職員の健康管理についての対応や、各学校の老朽化対策についてお伺いします。
- ・インクルーシブ教育の充実について、特に人的環境整備についてお伺いします。
- ・各家庭の経済負担が増える中、家庭支援についてどのように進めていくのかについてお伺いします。

(1) 暑さ対策, 老朽化対策【学校施設課】

ここ数年の気温上昇に伴い、今年の夏については、全国的にこれまでにない暑さであり、施設等の冷房設備が十分でない本市においては非常に厳しい状況であったものと考えております。

熱中症対策や適切な教育環境の整備といった観点からも、学校における夏の暑さ対策は喫緊の課題であると認識しております。

本年9月に、それぞれの学校の実態や暑さ対策に係る要望等を把握するため、実態調査を行いましたので、それらの結果を踏まえ、効果的な冷房設備設置に向け検討を進めるなど、子どもの健康維持や安全確保に努めてまいりたいと考えております。

また、学校の老朽化対策につきましては、建築後30年を超える学校施設が全体の70%を超えるなど、多くの施設で老朽化が進んでおりますが、改修工事等には多額の予算が伴いますことから、これまでも優先順位や危険度などを考慮したうえで、国の交付金を活用するなど、施設の老朽化対策に取り組んできたところであります。

今後につきましても、引き続き、各学校の実情を踏まえ、老朽化対策が着実に進むよう、取り組んでまいります。

(2) インクルーシブ教育の充実【学務課】

特別支援教育補助指導員につきましては、今年度は、86名の補助指導員を54校に配置し、特別支援学級や通常の学級において、支援が必要な児童生徒の学習のサポートをしているところです。86名のうち15名は、看護師資格を有する補助指導員で、医療的ケアが必要な児童生徒の学校生活をサポートしています。

また、令和4年度から、特別支援教育に精通した特別支援教育専門員を教育委員会に配置し、アドバイスや研修を通じて特別支援学級に関する指導体制の強化を図っています。

今後におきましても、よりよい支援体制が構築できるよう、児童生徒や学校の状況に応じて適切な人員配置を行ってまいりたいと考えております。

(3) 家庭支援（教育費等の軽減措置）【学務課】

家庭支援についてであります。

教育委員会では、経済的に困窮している世帯への就学援助や、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級指導教室で一部通級による指導を受けている児童生徒を持つ保護者への特別支援教育就学奨励費により、学校給食費や学用品費等の援助を実施しているところです。

また、就学援助認定基準をわずかに上回るために支援の対象となっていなかった世帯に対し、物価高騰対策として本年度臨時的に、学校給食費の半額相当分を支援する事業を実施しているほか、これらの就学支援等とは別に、全家庭を対象に、食材の高騰による給食費の値上げ分を市が負担することにより支援を行っているところです。

今後の家庭支援につきましては、現状やニーズを確認する中で、必要に応じて支援のあり方について検討していきたいと考えております。

3 いじめ問題への対応について : 中央ブロック・神居ブロック

(質問)

- ・学校での人権教育、SNSに関する学習、情報モラル教育、子どもが主体的にいじめ根絶に向けて行っている活動など、その成果と課題についてお伺いいたします。
- ・子どもや保護者がいじめについて安心して相談出来る環境作りとして、今後に向けたお考え等をお伺いいたします。
- ・「旭川市いじめ防止対策推進条例」が制定されましたが、この内容をどのような形で、学校、保護者、地域に周知していくのかお考えをお伺いいたします。
- ・市長直轄のいじめ防止対策推進部が設置されましたが、どのようなところが以前と変わった点なのかをお伺いいたします。

(1) 学校での人権教育、SNSに関する学習、情報モラル教育等の成果と課題

【いじめ対策担当】

学校における人権教育については、児童生徒が、人権の意義や内容等について理解し、自分の大切さと他の人の大切さの両方を認めることができるよう、「生命（いのち）の安全教育」や「いじめ等から人権を守る教育」の授業や、児童生徒の発達段階に応じた「人権教育に係る学習」を系統的に実施するほか、中学校第1学年の生徒、保護者と教職員を対象とした人権教育プログラムを実施しております。

SNSに関する学習や情報モラル教育については、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成するため、今年度から新たに、児童生徒の発達段階に応じた「SNSの適切な利用に係る学習」を系統的に実施するとともに、警察と連携した非行防止教室の開催等、関係機関と連携した取組を推進しております。

児童生徒の主体的な活動については、各学校における児童会・生徒会が中心となったいじめの根絶に向けた集会活動等の実施に加え、市中学校連盟生活部と教育委員会の共催により、児童生徒が自分たちのよりよい生活や学習の在り方について考え、今後の取組に生かすことを目的とした「生活・学習Actサミット」を開催しており、今年度については、旭川市いじめ防止対策推進条例を踏まえた取組をテーマとして協議を行いました。参加した生徒からは、「いじめ撲滅集会など、行事のような取組も大切だが、日常的に取り組むことができる内容について考えていきたい。」等の意見が出されたところであり、今後、Actサミットの協議内容を踏まえた、中学校の生徒会と校区の小学校の児童会との連携を図る取組を推進してまいります。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであることから、このような未然防止の取組はとりわけ重要であると考えており、今後も、各学校において、未然防止の学習や取組から学んだことが様々な場面で児童生徒の具体的な態度や行動に表れるよう、教育活動全体を通じた指導を充実するとともに、本市におけるいじめの実態や学校の取組状況等を踏まえ、質の高い未然防止の取組となるよう改善を図ってまいります。

(2) 子どもや保護者がいじめについて安心して相談出来る環境づくり

【いじめ対策担当】

子どもや保護者がいじめについて安心して相談できる環境づくりについては、旭川市いじめ防止対策推進条例において、いじめに関する相談及び通報を行うことができる体制を整備するものとする規定しているところであり、教育委員会と市長部局がそれぞれの機能を生かし、相談体制を整備しているところです。

各学校においては、年3回のいじめを把握するためのアンケート調査に加え、今年度から新たに定期的なストレスチェックを実施し、それらの結果を踏まえ、教育相談等の機会を通じて、児童生徒の悩み等の把握と相談内容に寄り添った対応に努めているところです。

スクールカウンセラーについては、全ての中学校に配置し、校区の小学校に派遣しているところですが、今年度は配置時間を増加し、スクールカウンセラーが各学校のいじめ対策組織会議に各学期1回以上参加して、児童生徒の心理面での支援の在り方について助言を行う等の取組を行っているところです。

また、いじめ防止対策推進部における様々な相談窓口等の取組においては、相談者の思いに寄り

添った対応となるよう、学校、教育委員会、いじめ防止対策推進部が一体となった組織的な対応に取り組んでまいります。

【いじめ防止対策推進課】

今年度から、市長部局における専門部署として、いじめ防止対策推進部を設置し、学校、教育委員会と一体となって、いじめ防止対策「旭川モデル」の構築を目指し、新たな取組を開始しています。

本年4月には、児童生徒や保護者が直接、学校を通さずに相談できる専門相談窓口を新設し、心理士などの専門職が児童生徒や保護者に寄り添った支援を行っております。

6月から、専用フリーダイヤル「旭川市子どもSOS電話相談」を開設するとともに、7月、10月、1月の年3回、小中学校の全児童生徒を対象に、手紙で気軽に相談できる返信はがき付きの相談チラシの配付を行っております。

8月の第2学期からは、小学校5年生から中学校3年生を対象に、学校から児童生徒に貸与されるタブレット端末や、個人のスマホなどから相談できるWebによるチャット相談を開始しております。

スクールロイヤーについては、学校でのいじめ問題の解決に向けた法的な助言や、本市のいじめ防止対策の取組に関し専門的な助言を頂くため、旭川弁護士会から推薦を受けた弁護士3名に「いじめ対策弁護士」の業務を依頼し、体制を整えたところです。

今後は、子どもたちがより気軽に相談できるよう、様々な手段を活用して、いじめの積極的な把握に取り組んでまいります。

(3) 旭川市いじめ防止対策推進条例の周知

【いじめ対策担当】

旭川市いじめ防止対策推進条例については、広く市民の皆様と条例の目的や理念を共有し、市全体で対策を推進することにより、児童生徒をいじめから守るとともに、児童生徒が安心して生活し、学ぶことができるようにしていくことが重要であると考えており、本条例の施行にあたっては、市の広報誌においてお知らせするとともに、市のホームページに条例の全文を掲載するなど、市民の皆様への周知啓発に取り組んでいるところです。

学校に対しては、本条例制定後、速やかに全教職員に周知するよう通知するとともに、現在、教職員向けの条例の内容に係る説明動画や研修資料の提供に向けた取組を進めていることに加え、小学校高学年以上の児童生徒を対象とした条例に関する学習の指導資料を各学校に提供し、条例に規定している児童生徒の心構えを通じて、児童生徒がいじめの防止等について理解を深めるための授業を実施する予定です。また、今後、各学校に保護者向けの条例に関するリーフレットを提供し、本条例を踏まえた各学校におけるいじめ対策の取組と合わせ、保護者の皆様にも周知する予定です。

児童生徒の生命と尊厳を守り、児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる社会の実現に向け、本条例の目的や理念等について、保護者をはじめ地域の皆様の御理解と御協力をいただきながら、本条例の実効性を高める取組を推進してまいります。

【いじめ防止対策推進課】

「旭川市いじめ防止対策推進条例」の周知についてであります。

いじめ防止対策推進条例では、市民の役割として、「児童生徒に対する見守り、声掛けを行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切する」と定めております。本市のいじめ防止対策を実効性のあるものとするためには、保護者をはじめ、地域の皆さんの御理解と御協力を頂きながら、こうした取組を推進することが重要です。このため、7月から9月には、市内5か所と4地区の民生委員児童委員協議会を対象に市民説明会を開催し、計215人に参加いただき、条例の趣旨や本市の取組を説明し、地域との連携による「いじめ防止対策」の推進について意見交換を行ったところです。

今後も、子どもに関わる活動を行っている団体や事業者を対象とした出前講座や、市民協働によるいじめ防止サポーター制度の創設、専門職の派遣による学校外の居場所でのいじめ防止対策の取組や、いじめ防止月間の制定による講演会などの啓発事業など、様々な機会を通じて、市全体で、いじめから子どもたちの生命と尊厳を守る機運の醸成に取り組んでまいります。

(4) いじめ防止対策推進部設置による以前との変更点

【いじめ対策担当】

今年度から新たに、市長部局にいじめ防止対策推進部が新設され、教育委員会においても、学校教育部にいじめ対策担当を設置し、学校、教育委員会といじめ防止対策推進部が一体となったいじめ防止対策の取組を進めているところです。

各学校においては、今年度から、いじめ対策の中心的な役割を担う「いじめ対策推進リーダー」を位置付け、いじめ対策に係る学校の組織体制を整備するとともに、いじめの疑いを含む全ての事案について、毎週、教育委員会に報告しているところであり、報告のあった事案については、教育委員会といじめ防止対策推進部が情報を共有し対処方針の協議等を行うなど、法に基づく積極的な認知及び初動対応の徹底に取り組んでいるところです。

本市の今年度のいじめの認知件数については、8月末現在の数値となりますが、小学校1,977件、中学校293件、合わせて2,270件であり、前年度同月末の547件と比べて、約4倍の増加となっております。認知件数の増加については、教育委員会として、各学校が法の定義に基づき、いじめを初期段階のものも含めて幅広く認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っているものと肯定的に受け止めており、国も同様の認識を示しているところです。

学校では、「いじめの疑いを含む全ての事案を報告する取組により、一定程度の事務作業はあるものの、教職員の『いじめ見逃しゼロ』の意識が高まっている」、「いじめ対策推進リーダーが中心となって、機動性のある組織的な対応の工夫が進められてきている」などの声があり、各学校におけるいじめ対策の強化が図られているものと考えております。

学校から報告があった事案のうち重大化する恐れがあるケースにおいては、いじめ防止対策推進部と連携して、学校の対処プランに係る指導助言や支援を行うとともに、心理や福祉等の専門的な側面から被害児童生徒や保護者のケアを行うなど、教育委員会といじめ防止対策推進部がそれぞれの機能を生かし、学校と一体となった組織的な対応を推進しているところであり、このような取組により、いじめ対応に係る学校の負担軽減にもつなげてまいりたいと考えております。

【いじめ防止対策推進課】

子どもや保護者から相談を受けたもの、教育委員会が学校から報告を受けたものは、全ての職員が参加する週1回のいじめ対策会議において、情報を共有・一元化し、対処方針の協議・決定を行っております。特に、児童生徒が欠席しているものや、複数の学校にまたがるもの、SNS等のトラブルで情報が拡散しているものなどの困難ケースについては、直ちに情報を共有し、緊急支援グループの編成による学校訪問を行うなど、組織的な対応を強化しております。

また、いじめの認知後においても、被害者に対しては、専門職が心のケアなど、心理面や福祉面の支援を行うとともに、学校や教育委員会と連携し、子どもの心身や登校の状況の確認を行うなど、被害者に寄り添った支援を継続的に行っております。

さらに、8月から、市立小中学校全校を対象に学校ヒアリングを開始し、学校が抱える課題や必要とする支援の把握に努め、児童生徒や保護者へのきめ細やかな支援体制の構築に取り組んでおります。

4 地域連携について

：新永ブロック・東部ブロック

(質問)

- ・学校と地域をつなぐ人材として、地域コーディネーターの配置や確保について、お伺いいたします。
- ・「地域学校協働活動」について理解を深めるための、中学校区の垣根を越えた保護者・地域住民のための研修の実施についてお伺いいたします。
- ・部活動の地域移行について、これからの旭川市としての取組についてお伺いします。

(1) 地域コーディネーターの配置や確保【社会教育課】

地域学校協働活動を推進するにあたっては、コーディネーターの配置が不可欠です。現在、本市では、3つのモデル地域において取組を進めており、社会教育部に所属する社会教育主事や社会教育士をコーディネーターとして配置しております。

今後につきましては、地域学校協働活動の全市への展開を目指し、順次各中学校区に地域コーディネーターを配置していきたいと考えております。

国では、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るためには、地域住民がコーディネーターとなることを想定しており、本市としましても、地域住民を対象とした研修を実施し、コーディネーターを養成したり、或いは発掘したりする中、各地域の実情に応じて配置していきたいと考えております。

(2) 中学校区の垣根を越えた保護者・地域住民のための研修の実施【社会教育課】

御指摘のとおり、地域学校協働活動への理解を深めるためには、保護者や地域住民を対象とした研修会を実施することが必要であると考えており、広く市内の保護者と地域住民を対象とした研修会を実施しております。今年度は、9月12日(火)に、北海道地学協働アドバイザーを講師に

招き、講義やワークショップを実施し、学校運営協議会委員やPTA 役員、地域まちづくり推進協議会委員など約 50 名の方に参加いただきました。

また、各地域や単位 PTA などにおいて、地域学校協働活動の説明や研修が必要な場合は、社会教育課職員がお伺いさせていただきますので、御連絡願います。

③ 部活動の地域移行について【教育指導課、スポーツ課、文化振興課】

部活動の地域移行につきましては、全国的に少子化が進展する中、学校部活動をこれまでと同様の体制で運営することや生徒のニーズに応じた実施が難しくなっている状況があり、生徒にとって豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、持続可能な活動環境を整備する必要があるとの考えから進めることとされており、そうした国の動向を踏まえ、北海道において、本年 3 月に北海道部活動の地域移行に関する推進計画が示されたところです。その中では、休日における部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和 5 年度からの 3 年間で重点的な取組期間として位置付け、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととされています。

本市においては、学校部活動を所管している学校教育部と、地域のスポーツ活動を所管している観光スポーツ交流部、地域の文化活動を所管している社会教育部が庁内検討会議を設置し、運営団体・実施主体の整備、指導者やスポーツ・文化施設の確保など今後の本市としての取組や課題について整理等を行っており、関係各部において、課題の改善に向けて検討を進めております。

現段階の取組としては、学校教育部において、部活動の地域連携の第一歩として、地域の人材を部活動指導員として配置しております。部活動指導員は、部活動の顧問が指導時間にいなくても単独で部活動を指導できる人材であり、今年度は、8 校 14 名を配置しており、今後も、国や北海道の補助事業を活用しながら、学校のニーズ等に応じて、更なる部活動指導員の配置拡充に努めてまいりたいと考えております。

また、観光スポーツ交流部では、今年度、運動部活動の地域移行等に向けた北海道の「地域スポーツクラブ活動体制整備事業」を委託し、市内全中学生を対象に、9 月から来年の 1 月にかけて、スポーツ教室や体験会を実施しており、今後は、部活動地域移行の受け皿となる各種団体や指導者の確保、保護者及び生徒の費用負担等の課題を把握し、その改善に向け、検討を進めることとしております。文化部活動においては、社会教育部において、学校に代わる指導者や活動場所の確保、道具の管理、費用の負担など様々な課題があると認識しておりますが、移行の前提である受け皿となり得る文化芸術団体が地域にどれくらいあるのかなどの現状把握や市内の文化芸術団体との協議を進めながら、中学校の休日部活動の移行に向けて、学校や関係団体等と連携することとしております。

このように、本市としては、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現に向け、今後も関係各部の連携の下、本市の状況に応じた取組を推進してまいりたいと考えております。